

鳥取県教育委員会告示第12号

平成15年鳥取県教育委員会告示第23号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成21年6月26日から施行する。

平成21年6月26日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
略				略			
鳥取県立特別支援学校高等部入学者選抜	鳥取盲学校高等部保健医療科及び専攻科理療科にあっては学力検査の教科ごとの得点及び合計得点並びに面接の結果、鳥取盲学校高等部普通科及びその他の特別支援学校にあっては諸検査及び面接の結果	入学者選抜受検者にあつては入学者選抜合格発表日から、再募集入学者選抜受検者にあつては再募集入学者選抜合格発表日から1月間	各県立特別支援学校	鳥取県立特別支援学校高等部入学者選抜	鳥取盲学校高等部保健医療科及び専攻科理療科にあっては学力検査の教科ごとの得点及び合計得点並びに面接の結果、鳥取盲学校高等部普通科及びその他の特別支援学校にあっては諸検査及び面接の結果	入学者選抜受検者にあつては入学者選抜合格発表日から、再募集入学者選抜受検者にあつては再募集入学者選抜合格発表日から1月間	各県立特別支援学校

鳥取県教育委員会事務局教育環境課非常勤職員採用試験	合計得点及び順位並びに試験種目が複数ある場合における試験種目ごとの得点	試験結果の通知日から1月間	教育委員会教育環境課
鳥取県教育センター非常勤職員採用試験	〃	〃	鳥取県教育センター
鳥取県教育委員会事務局家庭・地域教育課非常勤職員採用試験	〃	〃	教育委員会家庭・地域教育課
略			

鳥取県教育センター非常勤職員（技術）採用試験	試験種目ごとの得点及び順位（不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。）	試験結果の通知日から1月間	鳥取県教育センター
鳥取県教育委員会事務局家庭・地域教育課非常勤職員（生涯学習指導員・広報専門員）採用試験	試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位（不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。）	〃	教育委員会家庭・地域教育課
略			